

暮らしを支える 障がい福祉サービス

～平成30年4月版～



もくじ

1. 障害者手帳の交付	P 1
2. 障がい福祉サービス（障害者総合支援法）	P 3
3. 障がい福祉サービス（地域生活支援事業）	P 6
4. 医療・保健	P 7
5. 手当・年金	P 8
6. 各種給付・助成事業	P 10
7. 各種料金の割引等	P 12
8. 税の減免	P 14
9. 災害時の支援	P 14
10. 相談窓口	P 15
どんな制度が利用できるの？ 確認表	P 18

高島市

1. 障害者手帳の交付

身体障害者手帳

- 耳や目、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、本人または保護者の申請により交付されます。

《必要書類》 交付申請書、知事が指定した医師（指定医師）の診断書
本人の上半身の写真（4×3センチ）、印鑑

《手帳が交付されたら》

- ・ 住所や氏名を変更したときは、新しい住所地へ届出をしてください。
- ・ 手帳をなくしたり破損したときは、再交付の申請ができます。
- ・ 新たに別の障がいが発生したり重度化した等の場合、手帳の再認定ができます。
- ・ 本人が死亡したり、新しい手帳の交付を受けた場合は返還してください。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

療育手帳

- 知的障がいのある方に、本人または保護者の申請により交付されます。
（交付申請書の提出後に、18歳未満の方は子ども家庭相談センターで、18歳以上の方は障害者更生相談所で、障がい程度の判定を受けていただきます。）

《必要書類》 交付申請書、本人の上半身の写真（4×3センチ）、印鑑

《手帳が交付されたら》

- ・ 障がいの程度は、最重度の場合「A1」重度の場合「A2」中度の場合「B1」軽度の場合「B2」と表示されます。手帳に次期判定年月日が記載されていますので、期限内に再判定申請書を提出して、知的障害者更生相談所（18歳以上）、中央子ども家庭相談センター（18歳未満）で判定を受けてください。
- ・ 住所や氏名を変更したときは、新しい住所地へ届出をしてください。
- ・ 手帳をなくしたり破損したときは、再交付の申請ができます。
- ・ 本人が死亡したり、新しい手帳の交付を受けた場合は返還してください。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

精神障害者保健福祉手帳

●精神障がいのため、長期にわたる日常生活、社会生活への制約のある方に交付されます。

《必要書類》 ①医師の診断書による申請の場合

本人の上半身の写真（4×3センチ）、医師の診断書、
精神障害者保健福祉手帳申請書、印鑑

②年金証書による申請の場合

本人の上半身の写真（4×3センチ）、障害年金証書または年金振込通知書等、
年金手帳の写し、年金支給機関への照会同意書、
精神障害者保健福祉手帳申請書、印鑑

《手帳が交付されたら》

- ・手帳には有効期限（2年間）が記載されています。更新の申請は期限の3か月前から行うことができます。
- ・住所や氏名を変更したときは、新しい住所地へ届出をしてください。
- ・手帳をなくしたり破損したときは、再交付の申請ができます。
- ・精神障がいが増えた（又は軽くなった）場合、等級変更申請ができます。
- ・本人が死亡したり、新しい手帳の交付を受けた場合は返還してください。

《申請窓口》障がい福祉課または各支所

難病等について

平成25年度から障がいの範囲に難病等の方々が加わり、障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要に認められた障がい福祉サービス等の受給が可能になります。

《対象者》 対象疾患（359疾患）による障がいのある人

※介護保険の対象者は、介護保険制度が優先になります。

※対象疾患の詳細については障がい福祉課までお問い合わせください。

《申請できるサービス》

障がい福祉サービス（障害者総合支援法・地域生活支援事業）
補装具・日常生活用具など

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

《対象疾病》 障害者総合支援法の対象疾患（難病等）をご確認ください。

厚生労働省ホームページ：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hani/

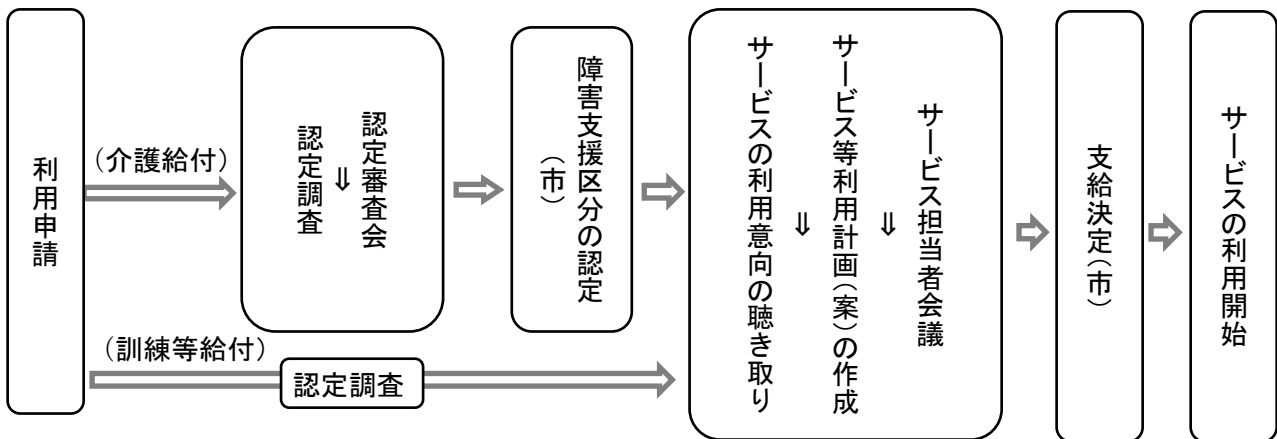
2. 障がい福祉サービス（障害者総合支援法）

●利用の手続き

サービスの利用を希望する方は、障がい福祉課、各支所に利用申請書を提出し、18歳以上の方は、障害支援区分認定調査を受けていただき、障害支援区分について認定を受けます。18歳未満の方は、障害支援区分の認定はありませんが、申請時にご本人の状態について調査を行います。その後、サービスの希望を聞き、サービス等利用計画をもとに支給決定を行います。

●サービスの利用までの流れ

指定特定相談支援事業所（※P5参照）が利用者の意向の聴き取りを行い、サービス利用者との連絡調整を行い、「サービス等利用計画（案）」を作成し、サービス担当者会議での計画の確認を行います。その後、サービスの利用が開始されます。



●サービス利用にかかる自己負担上限額

障がい福祉サービスの利用者負担額には、所得に応じた負担の上限額が決められています。

18歳以上 (本人および配偶者)	区分	世帯の収入状況	負担上限月額
	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得	市民税非課税世帯	0円
	一般1	市民税課税世帯（所得割16万未満）	9,300円
	一般2	上記以外	37,200円
18歳未満 (世帯全員)	区分	世帯の収入状況	負担上限月額
	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得	市民税非課税世帯	0円
	一般1	市民税課税世帯	4,600円
		（所得割28万未満）	
		通所施設、ホームヘルプ利用の場合	9,300円
		入所施設利用の場合	9,300円
	一般2	上記以外	37,200円

※サービスの種類により減免などもありますので、詳しくは、障がい福祉課または各支所にお問い合わせください。

●サービスの種類と内容

	サービス	障害支援区分	内 容	市内事業所
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	1以上※	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助を行います。	わになろう こころいちばんホームヘルプサービス しみんふくし滋賀 高島市社会福祉協議会 朽木ホームヘルプステーション 元気な仲間 ヘルプステーションひより
	重度訪問介護	4以上※	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。	わになろう こころいちばんホームヘルプサービス しみんふくし滋賀 高島市社会福祉協議会 ヘルプステーションひより
	行動援護	3以上※	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援などをします。	わになろう
	同行援護	2以上※	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	こころいちばんホームヘルプサービス ヘルプステーションひより 元気な仲間
	短期入所 (ショートステイ)	1以上	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	ショートステイこえん 杉山寮 藤美寮
	重度障害者等 包括支援	6※	介護は必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。	
	療養介護	5以上※	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	
	生活介護	3以上 (50歳以上は2以上)	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	清湖園 大地 杉山寮 藤美寮 ハーモニー ドリーム・だんだん
	施設入所支援	4以上 (50歳以上は3以上)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	清湖園 杉山寮 藤美寮

※区分の他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

	サービス	障害支援 区分	内容	市内事業所
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)		自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	かけはし
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	アイリス 湖西ゆめ企画
	就労継続支援 (A型・B型)		一般企業等での就労が困難な人に、就労の場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型：原則として、雇用契約による就労 B型：雇用契約によらない就労	【B型】 アイ・コロボ レーション高島 大地 藤の樹工房 すみれ 湖西夢工房 ドリーム・あんです ジョブ・サポーター・メイプル アイリス マーブル ぬくもり・スマイル
	共同生活援助 (グループホーム)	障害支援 区分が必要な 場合があります。	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	羽ばたき ひまわり生活の家 ほがらか荘 さくら荘 太陽 たっちの家 あしみ すぎやま あっとホーム 箱館ハウス すみよし荘 さかえ荘 アーカス ひろかわ おりーぶ・マキノ よこまち スキップ
障害児 通所給付	放課後等デイ サービス		放課後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	アップル(安曇川) アップル(今津) みんなのね みんなの木
計画 相談	指定特定相談 支援事業所		障がい者等が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画の作成を行います。	相談支援センター コンパス 藤美相談支援事業所 こころいちばん 計画相談支援センター 計画相談支援センター虹 相談支援事業・ひろかわ

3. 障がい福祉サービス（地域生活支援事業）

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

サービス	内容	委託事業所
障がい者地域活動支援センター（デイサービス）	通所により、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。	わになろう（土・日） アンフィニ
日中一時支援（日帰り短期入所）	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援・介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	藤美寮 清湖園 わになろう ほたるの苑 きらきらクラブ 元気な仲間
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等に参加するための外出の支援を行います。	わになろう こころいちばん 元気な仲間
訪問入浴サービス	家庭内において自力で、または家族の介助のみでは入浴が困難な重度障がい者に対して定期的に移動入浴車を派遣し、居宅において入浴サービスを実施します。	高島市社会福祉協議会 アサヒサンクリーン
24時間対応型利用制度支援事業（セーフティネット事業）	緊急や夜間に支援が必要になったが、福祉サービスの調整がつかない場合や、やむを得ない場合の障がい福祉サービス利用中の通院の付き添いなどを行います。	わになろう

コミュニケーション支援

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

コミュニケーションの円滑化を推進するため、聴覚障がい者に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

《申請窓口》 障がい福祉課



Q 車いすマークのステッカーはどこで手に入れられますか？

国際シンボルマーク(車いすマーク)は、財団法人 日本障害者リハビリテーション協会や関連団体、カーショップ等で販売していますが、「障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す」世界共通のマークです。

個人の車に表示することは、国際シンボルマークの趣旨とは異なります。個人の車に表示した場合、障がいのある方が乗っていることを周囲にお知らせすることはできますが、道路交通法の規制を免れるなどの法的効力は生じません。

4. 医療・保健

自立支援医療

①更生医療

身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりする医療の給付を行います。(障害者手帳が必要です。)

(例：人工透析、心臓疾患に関する手術などを指定された医療機関で行うとき)

《必要書類》 申請書、医師の意見書、身体障害者手帳、保険証、印鑑、
非課税年金のある方は決定等通知書、(人工透析の方は特定疾病療養受療証)

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

②育成医療

現に身体に障がいを有する児童、または現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対して、その治療に必要な医療の給付を行います。

《必要書類》 申請書、医師の意見書、保険証、印鑑

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所 (今津地域は今津保健センター)

③精神通院医療

精神障がい者の通院医療の給付を行います。

《必要書類》 申請書、診断書、保険証、印鑑、非課税年金のある方は決定通知書等

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

※いずれの医療も自己負担は原則として医療費の1割負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。

福祉医療 (重症心身障害者 (児) 医療費給付)

●障がい者・児の健康を守るため、病院等で要した医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。

《対象》①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳の判定が「A1」または「A2」

③身体障害者手帳3級かつ療育手帳中度判定者

《必要書類》 申請書、身体障害者手帳もしくは療育手帳、保険証、印鑑 ※所得制限があります。

《申請窓口》 保険年金課 (Tel 25-8137) または各支所

精神障害者精神科通院医療費助成事業

●精神障がい者の自立支援医療の自己負担分を助成します。

《対象》精神障害者保健福祉手帳1・2級で自立支援医療(精神通院医療)を受けている方

《必要書類》 申請書、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、保険証、印鑑
※所得制限があります。

《申請窓口》 保険年金課 (Tel 25-8137) または各支所

特定医療費 (指定難病) 助成制度等

●指定難病の対象疾患で、診断基準を満たし、重度分類を満たしている人を対象として医療費の給付等を行います。

《申請窓口》 高島保健所 Tel 22-2419

5. 手当・年金

特別児童扶養手当

- 身体または精神に、重度または中度の障がいがある20歳未満の子どもを監護している保護者等に支給します。

《手当月額》 1級 51,700円 2級 34,430円 (平成30年4月現在)

《申請窓口》 子育て支援課 (Tel 25-8136) または各支所

※所得制限があります

障害児福祉手当

- 20歳未満の在宅の重度心身障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、常時介護を要する状態の人に対し手当を支給します。

《手当月額》 14,650円 (平成30年4月現在)

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

※所得制限があります。

特別障害者手当

- 20歳以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある人に対し手当を支給します。

《手当月額》 26,940円 (平成30年4月現在)

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

※所得制限があります。

障害者扶養共済制度

- 障がい者・児を扶養している人が死亡した後の障がい者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中に毎月掛金を拠出し、死亡後に障がい者・児に対し年金が支給されます。

《対象》 ①滋賀県内に住所がある

②扶養している保護者の年齢が65歳未満である

③身体障害者手帳1～3級または療育手帳所持者、精神または身体に永続的な障がいのある方で身体障害者手帳1～3級または療育手帳所持者と同程度

《窓口》 滋賀県障害福祉課 Tel 077-528-3542

障害基礎年金

- 国民年金加入者が病気やけがにより障がいを持った場合、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日または障害固定日)に一定の障がいに該当する方に、年金が支給されます。

《年金額(年額)》 1級974,125円 2級779,300円 (平成30年4月現在)

《申請窓口》 保険年金課 (Tel 25-8137) または各支所

障害厚生年金

- 厚生年金の被保険者が病気やけがなどにより障がいを持った場合、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が支給されます。

また、障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも厚生年金の障害等級表に該当する時は、障害厚生年金（3級）が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには、障害手当金（一時金）が支給されます。

《申請窓口》 大津年金事務所 Tel 077-521-1184

Q 毎日のお金の管理がうまくできません。

通帳を預かってくれたり、お金の出し入れをしてくれたりするところがありますか？

社会福祉協議会が実施する『地域福祉権利擁護事業』で金銭管理のお手伝いをしてもらうことができます。利用できる方は、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などです。

地域福祉権利擁護事業では、暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いする「日常的金銭管理サービス」や大切な通帳や証書等の預かりを行う「書類等預かりサービス」などを行っています。

また、ご自身でものごとを正確に判断することが難しい方が、高島市で「いつまでも安心して暮らし続ける」ことができるように、「成年後見制度」の利用もお手伝いします。

詳しくは、高島市社会福祉協議会（Tel 36-8220）にお問い合わせください。

6. 各種給付・助成事業

補装具の支給

- 身体上の障がいを補うため用具を交付、修理します。

《補装具の種類》 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、義肢装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、座位保持いす※、起立保持具※、頭部保持具※、排便補助具※（※障がい児に限る）

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

◎補装具の交付については、原則として障害者更生相談所等の判定を受けていただいた後になります。

◎原則としてかかった経費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得水準等に応じて負担に上限額を設定します。

日常生活用具の給付・貸与

- 在宅の重度障がい者・児の日常生活の便宜を図るため用具を給付・貸与します。

《種類》 視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用時計、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、点字ディスプレイ、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、特殊便器、収尿器、入浴担架、特殊寝台、体位変換器、人工喉頭、入浴補助用具、ネブライザー、移動用リフト、手すり、ストマ装具、紙おむつ、居宅生活動作補助用具（住宅改修を伴う）など

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

◎原則としてかかった経費の5%が自己負担となります。

介護用品助成事業

- 常時介護用品（紙おむつ等）が必要な在宅の障がい児・者に対し、介護用品購入助成券を交付します。在宅の障がい児・者の衛生の向上および介護者の経費の負担軽減を図ります。

20歳未満世帯 月額5,000円分（対象者が20歳未満の場合）

市民税非課税世帯 月額3,000円分 を助成します。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

ストマ装具交付助成事業

- 日常生活用具のストマ装具を利用している在宅の障がい児・者で日常生活用具の交付基準を超えるストマ装具を必要とし、利用者が独自で購入された費用の一部を助成します。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

人工血液透析者通院交通費助成

- 人工血液透析通院者に対して交通費の一部を助成します。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

住宅改造費の助成

- 重度障がい者の方の日常生活を容易にするために、自宅の便所・風呂等を改造するための費用の一部を助成します。（例：下肢障がいの方の段差解消等）

《対象》①身体障害者手帳の肢体不自由または視覚障害で1・2級

②療育手帳の判定が「A1」または「A2」

《助成限度額》 408,000円 ※事前申請が必要で、所得制限があります。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

福祉総合交通利用助成

- 市民税非課税世帯の重度心身障がい者・児に対し、タクシー・バス利用券またはガソリン助成券を交付します。

【重度障がい者】 ①身体障害者手帳1・2級（肢体不自由・視覚・呼吸器）

②療育手帳の判定が「A1」または「A2」

→タクシー・バス利用券 月額1,000円分

ガソリン券 月額1,000円分

【障がい者】 ①身体障害者手帳1・2級（上記以外）3級（肢体不自由）

②精神障害者保健福祉手帳1・2級

→タクシー・バス利用券 月額1,000円分

ガソリン券 月額750円分

※タクシー・バス利用券とガソリン助成券のどちらかを選択していただきます。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

障がい者就労支援施設等通所費助成

- 障がい者就労支援施設などへの通所のための交通費の一部を助成します。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

自動車改造費の助成

- 身体障がい者が就労等のために、自ら自動車の運転を行えるように改造する場合、または介護者が重度身体障がい者・児の移動介護用に車いす用リフト等を設置する場合に、改造費の一部を助成します。

《助成限度額》 75,000円 ※事前申請が必要で、所得制限があります。

《申請窓口》 障がい福祉課または各支所

身体障がい者運転免許取得費の助成

- 教習所において教習を受けるのに直接要した費用の一部を助成します。

《助成限度額》 100,000円

《対象》 身体障害者手帳1～4級または肢体不自由者で障がいのために運転する自動車を改造する必要のある方

7. 各種料金の割引等

NHK 受信料の減免

- 障がいの種別や程度、世帯の状況に応じて、受信料が全額または半額免除になります。

【全額免除】障がい者（身体・知的・精神）がいる世帯の全員が市民税非課税世帯

【半額免除】視覚・聴覚障がい者または重度障がい者が、世帯主かつNHK受信契約者である世帯

※重度障がい者とは、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方です。

《申請窓口》障がい福祉課または各支所

有料道路通行料金割引

- 高速道路等有料道路通行料金が半額となります。（事前申請必要）

《割引率》高速道路等有料道路通行料金の半額

《対象》①本人運転の場合は、身体障害者手帳所持者

②介護者運転の場合は、手帳の旅客運賃割引の1種となっている障がい者の介護者

《申請窓口》障がい福祉課または各支所

JR 旅客運賃の割引

- 身体障害者手帳または療育手帳の種別によりJR旅客運賃の割引があります。

【第1種】 ・単独の場合は、片道100キロを超えるときに普通乗車券・定期乗車券が50%割引されます。

・介護者同伴の場合は、本人・介護者ともに距離に関係なく普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・急行券（特急券を除く）が50%割引されます。

【第2種】 ・単独の場合は、片道100キロを超えるとき普通乗車券が50%割引されます。

《問い合わせ》 JR各駅など

※ 身体障害者手帳または療育手帳を呈示し乗車券等を購入してください。

私鉄バス運賃の割引

- 身体障害者手帳または療育手帳の種別により割引があります。

【第1種】 介護者同乗のときは、本人・介護者ともに50%割引されます。

【第2種】 本人のみ50%割引されます。

※ 精神障害者保健福祉手帳も一部バス会社で割引の対象となります。各事業所へお問い合わせください。

乗車時は各手帳を提示ください。

航空旅客運賃の割引

- 事業者または路線によって割引率が異なります。
詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

市内コミュニティバス（乗合タクシー）の割引

- 身体障害者手帳・療育手帳を呈示することにより、利用料金が半額になります。

タクシー運賃の割引

- 身体障害者手帳または療育手帳を呈示することにより、障がい者本人が乗車した区間の運賃が10%割引されます。
詳しくは、各事業者にお問い合わせください。

NTT 無料電話番号案内

- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、無料で「104番」番号案内が受けられます。
ただし、身体障害者手帳は視覚障害1～6級または肢体不自由（上肢、体幹、脳原性運動機能障害）1、2級に限り対象になります。
《問い合わせ》0120-104-174（NTT）

携帯電話の使用料割引

- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象に携帯電話の使用料割引があります。
【NTTドコモ】 ハーティ割引（基本使用料60%割引など）
【au】 スマイルハート割引（基本使用料50%割引など）
【ソフトバンク】 ハートフレンド割引（ホワイトプラン基本使用料無料など）
《問い合わせ》各携帯電話会社

駐車禁止規制除外指定

- 身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な人や重度の療育手帳を受けている人、精神保健福祉手帳1級の人が有する車両、または使用する車両に対し、必要に応じ駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標章を交付します。
《問い合わせ》高島警察署 TEL 22-0110

8. 税の減免

自動車税・自動車取得税の減免

- 心身に障がいがある方のために使用される自動車について一定の要件を満たされた場合、自動車税・自動車取得税が減免されます。

《問い合わせ》西部県税事務所高島納税課 TEL 25-8012

軽自動車税の減免

- 心身に障がいがある方のために使用される軽自動車について一定の要件を満たされた場合、軽自動車税が減免されます。ただし、上記の自動車税の減免を受けた方については適用されません。

《問い合わせ》市役所税務課 TEL 25-8116

税の軽減

- 所得税・住民税について、障害者控除が受けられます。

《問い合わせ》今津税務署 (TEL 22-2561) または市役所税務課 (TEL 25-8116)

9. 災害時の支援

高島市避難行動要支援者（災害時要援護者）制度

- 自分で歩くことや判断することが困難で、日常生活の中で手助けを必要とする障がい者に対して、災害が起こった時等に地域の中で手助けを受けられるようにする制度です。

登録を希望される方の個人情報を区長や自治会長、民生委員・児童委員にお知らせし、近所に住まわれている方を中心に、支援者を決定します。

ただし、この制度は出来る範囲の手助けであり、責任や義務を伴うものではありません。

事前に登録が必要です。必ず事前にご相談ください。

《対象》①身体障害者手帳（在宅者に限る）（肢体不自由1・2級、視覚1・2級、聴覚2級、呼吸器機能1級）

②療育手帳の判定が「A1」または「A2」

③精神障害者保健福祉手帳の1・2級

《申請窓口》健康福祉部社会福祉課 TEL 25-8120

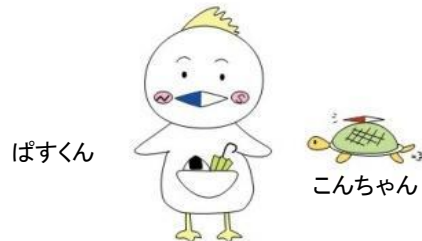
10. 相談窓口

高島市障がい者相談支援センターコンパス

- 障がいのある方（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含むいずれの障がい）の人格と個性を尊重し、障がいのある方が主体性を持った日常生活を維持・継続することができるよう、ワンストップサービスで支援します。

TEL 22-5553 FAX 22-6161

住所 高島市今津町弘川204-1



湖西地域働き・暮らし応援センター（湖西地域障害者就業・生活支援センター）

- 障がい者が働くことにチャレンジし、働き続けるために、地域での就業面や生活面での一体的なサポートを行い、障がい者の地域での職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。

TEL 22-3876 FAX 22-4131

住所 高島市今津町住吉2-11-2

湖西総合在宅サービスセンターほろん

- 在宅の障がい者に対し、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援を行います。

TEL 22-4041 FAX 22-4131

住所 高島市今津町住吉2-11-2

精神保健福祉相談（高島保健所）

- こころの健康に関する専門医師による相談を行っています。相談は予約制です。

高島保健所 地域保健福祉担当 TEL 22-2419

高島市成年後見サポートセンター（高島市社会福祉協議会）

- ご自身でものごとを正確に判断することが難しい方が、高島市で「いつまでも安心して暮らし続ける」ことができるように、「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

TEL 36-8230

住所 高島市勝野215



高島市こころのつえ電話相談

- 誰にも言えないつらい思いを話してください。抱え込まないでお電話ください。大切なあなたが笑顔になれるよう一緒に解決する方法を考えます。

《開設時間》 毎週水・木曜日 13:00～17:00

TEL フリーダイヤル 0120-874-756

(はなして なごむ)

※携帯電話からも通話できます。



はなしてなごむ君

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- 障がい者やその家族からの暮らしの中での相談に応じます。

	名前	住所	電話番号
身体障害者 相談員	金谷 照夫	高島市マキノ町海津	28-0453
	清水 政治	高島市今津町桂	22-1386
	足立 勲	高島市新旭町藁園	25-2848
	清水 透弘	高島市安曇川町青柳	32-4208
	山本 重夫	高島市新旭町熊野本	25-3889
	中江 光男	高島市音羽	36-0630
知的障害者 相談員	石田 孝義	高島市今津町大供	22-0876
	駒井 正一	高島市安曇川町北船木	34-0658
	小嶋 典子	高島市勝野	36-2040

市役所の窓口

名称	住所	電話番号
障がい福祉課	高島市新旭町北畑565	25-8516
マキノ支所	高島市マキノ町沢1410	27-1121
今津支所	高島市今津町弘川204-1	22-5101
健康推進課（新旭保健センター）	高島市新旭町北畑565	25-8078
安曇川支所	高島市安曇川町田中89	32-1131
高島支所	高島市勝野215	36-1121
朽木支所	高島市朽木市場604	38-2331

Q 障がいのある方やその家族と交流や情報交換ができる集まりはありますか？

⇒ 市内には障がいの種別ごとに活動されている団体があります。

● **高島市身体障害者更生会**

会員相互の親睦と健康の維持増進を図り自立更生と社会参加を促進することを目的に活動しています。街頭啓発や県主催の福祉大会への参加、スポーツ大会の開催などを行っています。

《連絡先》高島市身体障害者更生会 会長 足立勲 TEL 25-2848

● **高島市視覚障害者福祉協会**

どんなことで困っていますか？参加していただくと私たちが一緒に解決していきます。便利な物の紹介もできます。みんなで住みやすい町にいきましょう。賛助会員も募集しています。

《連絡先》高島市視覚障害者福祉協会 会長 松宮喜子 TEL 32-3551

● **高島市手をつなぐ育成会**

知的障がいのある人とその家族や関係者で活動する組織です。新しい制度についての情報提供や研修会・学習会の開催、各種相談等の支援をおこなっています。障がい児者が住み慣れた地域で豊かに暮らせる社会づくりを、目指しています。

《連絡先》高島市手をつなぐ育成会 事務局（松本）TEL 080-3807-3884

● **近江湖西会（精神障がい者家族会）**

精神福祉の向上および精神障がい者への人権を守り、偏見、差別解消に向けて活動するとともに、会員相互の親睦を図り、精神障がい者および家族の悩みを会員間で話し合い患者の回復および社会復帰を促進することに寄与することを目的としています。

《連絡先》NPO法人近江湖西会 理事長 貴瀬 朗 TEL (0740)-20-1144

Q 精神に障がいのある方が集える場所がありますか？

⇒ 市内には精神に障がいのある方が集い活動を行う場があります。

● **びー玉クラブ**：毎月第1月曜日 10：00～11：30／安曇川公民館

● **ケセラ・セラ・よりあい**：毎月第3月曜日 10：00～14：00／願力寺（マキノ町国境）

● **夢カフェ・たんぼぼ**：毎週月曜日 10：00～14：00／高島市勝野

● **ひまわりクラブ**：毎週水曜日 10：00～11：30／今津東コミュニティーセンター2F

● **木曜サロン**：毎週木曜日 10：00～14：00／今津東コミュニティーセンター2F

● **ポピーサロン**：毎月第1土曜日 13：00～15：30／新旭公民館

● **近江湖西会（家族会）**：不定期（土曜日）／活動内容により異なる

● **希望のつどい**：毎月第3日曜日 10：00～12：00／今津東コミュニティーセンター2F

《相談窓口》 高島市障がい者相談支援センターコンパス（TEL：（0740）-22-5553）
障がい福祉課または各支所

※会場への直接のお問い合わせはできません。

どんな制度が利用できるの？ 確認表



障がい種別、等級、所得状況等により利用できる制度が異なりますので、詳しくは各種制度のページをご覧ください。

	制度	ページ	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	難病
地域生活支援事業	障害者総合支援法	3~5	○	○	○	○
	障がい者地域活動支援センター（デ・イ・ピス）	6	○	○	○	○
	日中一時支援	6	○	○	○	○
	移動支援	6	○	○	○	○
	訪問入浴サービス	6	家族の介助のみでは入浴が困難な重度障がい者			
	24時間対応型利用制度支援事業	6	○	○	○	○
医療	自立支援医療（更生医療）	7	○	—	—	—
	自立支援医療（育成医療）	7	（児童に対する障がいの軽減、障害除去のための医療が対象）			
	自立支援医療（精神通院医療）	7	（精神疾患に対する継続的な通院医療が対象）			
	福祉医療	7	1、2級	A 1、A 2	—	—
	精神障害者精神科通院医療費助成事業	7	—	—	1、2級	—
	特定医療費（指定難病）助成制度等	7	—	—	—	○
手当・年金	特別児童扶養手当	8	20歳未満で中度以上の心身障がい児			
	障害児福祉手当	8	1、2級の一部	A（常時介護を要する程度以上）	○	—
	特別障害者手当	8	2級以上の障がい重複する程度（常時特別な介護を要する方）			
	障害者扶養共済制度	8	1～3級	○	精神または身体に永続的に障がいのある方で身体障害者手帳1～3級または療育手帳所持者と同程度	—
	障害基礎年金	8	一定の障がいに該当する方			
	障害厚生年金	9				
各種給付・助成事業	補装具の支給	10	○	—	—	○
	日常生活用具の給付・貸与	10	○	○	—	○
	介護用品助成事業	10	介護用品が必要な在宅の障がい児者			
	ストマ装具交付助成事業	10	ストマ装具を利用している在宅の障がい児者	—	—	—
	人工血液透析者通院交通費助成	10	人工血液透析通院者	—	—	—
	住宅改造費の助成	11	肢体不自由1、2級 視覚障がい1、2級	A 1、A 2	—	—
	福祉総合交通利用助成	11	1、2級、肢体不自由3級（非課税世帯）	A1、A 2（非課税世帯）	1、2級（非課税世帯）	—
	障がい者就労支援施設等通所費助成	11	障がい者就労支援施設などへの通所者			
	自動車改造費の助成	11	本人：上肢、下肢、体幹機能障害 介護者：1、2級の下肢、体幹、脳原性移動機能障害	—	—	—
身体障がい者運転免許取得費の助成	11	1～4級	—	—	—	
各種料金の割引等	NHKの受信料の減免	12	○（等級や課税状況で異なる）			
	有料道路通行料金割引	12	本人運転：手帳所持者 介護者運転：重度の障害（第1種）の方	—	—	—
	JR旅客運賃の割引	12	○	○	—	—
	私鉄バス運賃の割引	12	○	○	—	—
	市内コミュニティバスの割引	13	○	○	—	—
	航空旅客運賃の割引	13	事業者または路線によって割引率が異なる			
	タクシー運賃の割引	13	○	○	—	—
	NTT無料電話番号案内	13	視覚障がい1～6級、肢体不自由1、2級の一部	○	○	—
	携帯電話の使用割引	13	○	○	○	—
	駐車禁止規制除外指定	13	歩行困難な人	A	1級	—
税の減免	自動車税・自動車取得税の免除	14	○（障がい種別、等級で異なる）			
	軽自動車税の減免	14	○（障がい種別、等級で異なる）			
	税の軽減	14	○（障がい種別、等級で異なる）			
	高島市避難行動要支援者制度	14	肢体不自由、視覚、聴覚、呼吸2級以上	A 1、A 2	1、2級	—

未来へつなぐ 人と自然のまちづくり

暮らしを支える福祉サービス
平成30年 4月版

発行年月：平成30年 4月
発行：高島市役所健康福祉部障がい福祉課